

平成30年度筑前町地域おこし協力隊隊員募集要項

筑前町

筑前町では、都市地域の意欲あふれる人材を積極的に受け入れることにより、筑前町の活性化に必要な施策を推進するとともに、筑前町への定住・定着を促進するために、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

1. 募集人員

筑前町地域おこし協力隊

地域活性化プランナー 1名

2. 業務概要

筑前町職員、町民、関係団体等と連携しながら、次に掲げる活動を行います。

(1) 地域活性化プランナー 1名

(所属課：企画課 企画調整係)

<ミッション>

- ① 城山エリアの豊かな地域資源を活用し、交流人口増加にむけた活性化をめざしていただきます。特に城山マルシェの事務局として企画運営を行いながら将来的には城山地域活性化を推進していく新たな組織の立ち上げに取り組んでいただきます。
 - ・城山マルシェの運営事務全般（出店者調整、PR、準備、片づけ等）
 - ・城山マルシェ実行委員会の会議開催
 - ・城山地域を中心とした地域資源の調査発掘
 - ・城山地域活性化の取り組み実施
- ② 町全域の観光情報発信や誘客のための営業・PR活動を行っていただきます。
 - ・町内観光・イベント情報の発信PR
 - ・観光・特産品等をPRするイベント・祭等のサポート

3. 募集条件

- ・ 三大都市圏等（過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域）に住民票がある方で、中山間地や田園都市が残る地域社会への移住を希望し、筑前町に住民票を異動できる方
- ・ 移住による地域の元気創造や地域振興など、社会貢献度が高く使命感に溢れる職種を希望する方
- ・ 地域ICT・ソーシャル・ビジネスやコミュニティ・ビジネスに関心のある方
- ・ 積極的に地域コミュニティに入り込み、地域活動をとともにできる方。住民等と十分にコミュニケーションが取れる方
- ・ 筑前町に将来にわたって住み続ける意向のある方
- ・ 情報発信力を持つ方
- ・ 自ら情報を収集・分析し、企画立案・実践活動できる方
- ・ 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転できる方
- ・ パソコンやメールなど一般的な操作ができる方
- ・ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4. 応募期間

平成30年2月13日（火）から平成30年3月23日（金）※必着

5. 応募手続き

次の（1）～（3）を下記の申込先あてに郵送してください。

（1）履歴書（市販のもの）1部

記入上の注意事項：

※応募動機、携帯以外のメールアドレスを必ず記入してください。

※顔写真を貼付して下さい。

※職務経歴書（任意様式）を添付してください。

※自己PR（A4判横書き）を添付してください。

※連絡先の住所、電話番号（必ず本人と連絡の取れる電話番号）を明記してください。

※「筑前町地域おこし協力隊募集資料」と朱書きで封筒表面に記入してください。

（2）住民票1部（12/23以降のもの）

(3) 返信用封筒 1 通

A4判が入る封筒に住所と氏名を書いて120円切手を貼付してください。

【申込み・問い合わせ先】

〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地

筑前町役場企画課企画調整係「地域おこし協力隊公募係」

(担当：^{きいた}税田・^{くすだ}楠田)

代表電話 0946-42-6601 FAX 0946-42-2011

E-mail kikaku@town.chikuzen.fukuoka.jp

6. 選考方法

(1) 第一次選考（書類選考）

書類選考の上、3月下旬に結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第二次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に筑前町にて面接を行います。

選考結果（内定）は、4月下旬に文書で通知します。

筑前町面接会場

日程：平成30年4月15日（日）

会場：福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地 筑前町役場 2 階庁議室

<http://www.town.chikuzen.fukuoka.jp/279.htm>

※応募にかかる経費（書類申請・面接）はすべて応募者の負担となります。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

※不合格者の応募書類は全て本人に返送いたします。

7. 待遇等（予定）

待遇	内容
雇用形態・身分	地方公務員特別職として筑前町長が委嘱
雇用期間	平成30年6月1日（応相談）～平成31年3月31日 ※採用後、勤務評価により最長3年以内まで延長することができます。
報酬（賃金）	月額18万円（賞与、退職金はありません）
待遇・福利厚生	隊員には、町が借り上げる住宅に居住していただきます。（光熱水費等生活に必要な費用は隊員負担となります）なお、自己都合により町が指定する住居に居住せず、町内で別途住居を借り上げる場合は、隊員負担となります。その他の手当はありません。
勤務時間	週30時間
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険に加入
その他	活動に必要な経費（消耗品・研修参加費等）について、予算の範囲内で町が負担します。 勤務時間外でかつ業務に支障がないと認められれば兼業が認められます。

8. その他

- ・応募希望者の不安点や疑問点をなるべく解消できるように、相談や見学希望につきましても、可能な限り対応いたしますので、お気軽にご連絡ください。
- ・必要に応じて事務局よりお電話を差し上げることがあります。
- ・筑前町については、筑前町公式ホームページをご参照ください。